

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 女性に対するあらゆる暴力の根絶(施策名) (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

「7 (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤作り」において実施している取組のほか、以下取り組んでいる。

(関係機関の取組及び連携に関する基本的事項)

- 配偶者暴力防止法の制定以前から婦人相談所においては、配偶者及び配偶者以外からの暴力被害者についても保護を実施。
- 生活保護の実施に当たり、被害者（申請者）の生活状況や扶養関係について把握する際には、関係機関と連携強化し関係機関から情報を得る等により、被害者に更なる被害が生じることや、被害者の居所が加害者に知られないよう十分配慮されるよう各自治体に対し通知しており、保護の実施機関において通知に基づき適正に実施されている。
- 厚生労働省が主催する全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会等研修会の中の行政説明において、関係施策の推進等を実施。
- 平成 14 年度より一時保護委託制度を創設

(相談体制の充実)

- 婦人相談所における休日及び夜間の相談体制の強化
- 婦人相談所における夜間警備体制の強化

(被害者の保護及び自立支援等)

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）等の趣旨として、医療関係者が、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったものの発見及び通報に積極的な対応を求められていることについての周知徹底を図ること等を内容とする通知を各都道府県及び関係団体あてに発出。（平成 19 年 3 月 16 日付け医政総発第 0316002 号）
- 被害者に対する生活保護の実施について、当該被害者が、婦人相談所が自ら行う若しくは委託して行う一時保護の施設に入所しているときは、当該被害者を居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負い、現所在地保護を行う等について、各地方自治体に対し通知しており、保護の実施機関において通知に基づき適正に実施されている。
- 「配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について」（平成 16 年 12 月 28 日雇児福発第 1228001 号）において、配偶者からの暴力被害者の広域的な対応について実施責任及び費用負担の在り方を提示。
- 法的対応機能強化事業の実施
婦人相談所における配偶者からの暴力等に関する相談・援助等において、弁護士等による法的調整や援助を得ることにより、配偶者からの暴力被害者等に対し適切な支援を行う。
- 身元保証人確保対策事業の実施
婦人保護施設等を退所する配偶者からの暴力被害を受け保護された女性等が、身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることがないように、身元保証人を確保する。
- 配偶者からの暴力被害者に同伴する児童の対応を図るため、次世代育成支援対策施設整備交付金において婦人相談所一時保護施設の環境改善を実施

様式 2

2 今後の方向性、検討課題等

(被害者の保護及び自立支援)

- 各都道府県における各施策の実施の状況については、各都道府県からの国庫補助に対する交付申請及び婦人保護事業実施状況報告等により把握しているが、都道府県によっては、国庫補助を受けずに、単独事業として施策を実施しているところもあると承知している。各都道府県と連携を密に図り、各施策の取り組みが全国的に進められることが必要である。
- 今後も引き続き、各施策を実施するとともに、関係機関及び民間団体と連携し、DV被害者の保護及び自立支援の推進を図って参りたい。

(生活保護の実施)

引き続き通知に基づき、適切に対応していく。

(医療関係者による早期発見の推進)

引き続き通知の周知徹底を通して、医療関係者による配偶者からの暴力の早期発見のための取組を促進する。

3 参考データ、関連政策評価等

(被害者の保護及び自立支援)

- 一時保護委託制度の創設
平成 18 年：229 施設 平成 19 年：256 施設 平成 20 年：261 施設
(各年 4 月 1 日現在の契約施設数)
- 婦人相談所における DV 被害者の一時保護の状況
平成 17 年度：4,438 人 平成 18 年度：4,565 人 平成 19 年度：4,549 人
- 婦人相談所における DV 被害者等に同伴する児童の一時保護の状況
平成 17 年度：5,209 人 平成 18 年度：5,405 人 平成 19 年度：5,448 人
- 婦人相談所における休日及び夜間の相談体制の強化
平成 17 年度：35 カ所 平成 18 年度：38 カ所 平成 19 年度：40 カ所
- 婦人相談所における夜間警備体制の強化
婦人相談所 平成 17 年度：31 カ所 平成 18 年度：34 カ所 平成 19 年度：34 カ所
- 法的対応機能強化事業
平成 18 年度：25 カ所 平成 19 年度：28 カ所
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 14 条第 2 項に基づき、婦人相談所が裁判所から書面提出を求められた件数
平成 17 年度：1,179 件 平成 18 年度：1,171 件 平成 19 年度：1,027 件
- 総務省による配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価（平成 21 年 5 月）において、厚生労働省に対して、被害者の一時保護機能の充実を図ること等の勧告が出された。
- 厚生労働省の平成 20 年度実績評価において、「婦人相談員について増加しており、DV被害者の相談体制の充実が図られたことにより目標達成に向けて進展があったものと評価している。」と記載されている。